

## 5章 関連既定計画における取組方針

本計画の上位計画や関連計画における公営住宅等に関する取組を整理します。

### 1 国・道の計画

#### (1) 住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月策定）

計画期間	平成28年度から平成37年度
策定目的	住生活基本法第15条第1項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として定める。
施策の基本的な方針	<p>①「居住者からの視点」</p> <p>目標1：結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</p> <p>目標2：高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</p> <p>目標3：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>②「住宅ストックからの視点」</p> <p>目標4：住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築</p> <p>目標5：建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p> <p>目標6：急増する空き家の活用・除却の推進</p> <p>③「産業・地域からの視点」</p> <p>目標7：強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長</p> <p>目標8：住宅地の魅力の維持・向上</p>
基本的な施策 (公営住宅 関連抜粋)	<p><b>【目標1：結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現】</b></p> <p>○必要とする質や広さの住宅に、収入等の世帯の状況に応じて居住できるよう支援</p> <p>・公営住宅への優先入居、UR等の家賃低廉化等により、公的賃貸住宅への入居を支援</p> <p><b>【目標2：高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現】</b></p> <p>○公的賃貸住宅団地の建替え等の機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域拠点の形成</p> <p><b>【目標3：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保】</b></p> <p>○公的賃貸住宅を適切に供給。公営住宅の整備・管理について、地域の実情を踏まえつつ、PPP/PFIも含め、民間事業者の様々なノウハウや技術を活用</p> <p>○公的賃貸住宅団地の建替え等の実施、併せて高齢者・子育て支援施設等の地域拠点の形成による居住環境の再生</p> <p><b>【目標8：住宅地の魅力の維持・向上】</b></p> <p>○住宅団地の再生促進と、その機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による地域コミュニティと利便性の向上を促進</p>

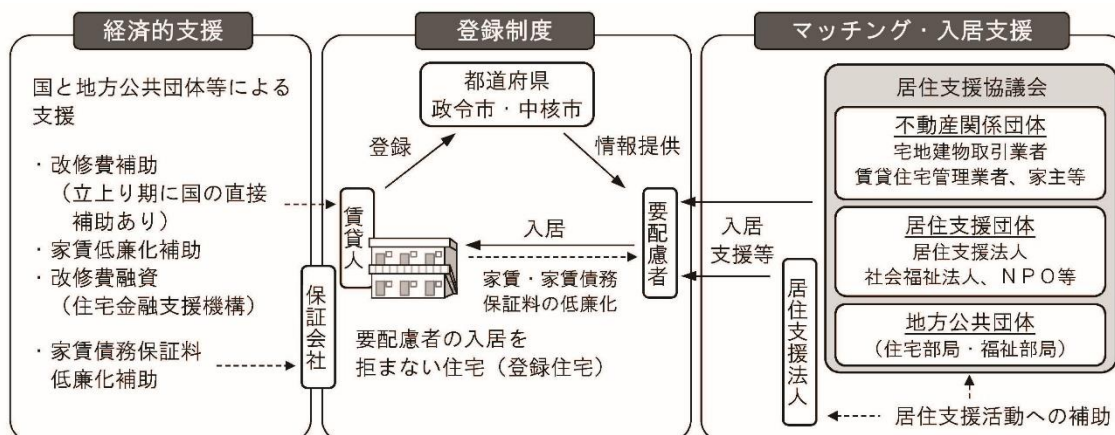
## (2) 新たな住宅セーフティネット制度

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」が平成 29 年 10 月 25 日に施行され、新たな住宅セーフティネット制度が開始されました。

この新たな住宅セーフティネット制度は、以下の 3 つのパートから構成されています。

- ① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

図 5-1 新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



### ① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

- ・ 国の基本方針に基づき、都道府県・市区町村が「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画」（供給促進計画）を作成

北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（平成 29 年 10 月 25 日）

#### 【住宅確保要配慮者の対象範囲】

低額所得者（月収 15.8 万円（収入分位 25%）以下）、被災者（発災後 3 年以内）、高齢者、障がい者、子ども（高校生相当まで）を養育している者、外国人 など

#### 【住宅の登録基準】

- ・ 各戸の床面積 25 ㎡以上（共用部分に共同で利用する台所等を備えている場合は 18 ㎡以上）
- ・ 耐震性を有すること
- ・ 一定の設備（便所、台所、洗面、浴室等）を設置していること
- ・ 家賃が近傍同種の住宅と失しないこと など

- ・ 賃貸人は、国の基本方針や当該地域の供給促進計画を踏まえ、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を、都道府県・政令市・中核市に登録

### ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

- ・ 改修に対する支援措置と低額所得者が入居する際の負担を軽減するための支援措置

### ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

- ・ 不動産関係団体、居住支援団体、自治体の住宅部局及び福祉部局で構成される居住支援協議会による各種支援
- ・ 都道府県知事が指定する居住支援法人による情報提供・入居相談等
- ・ 適正な家賃債務保証業者の登録制度及び登録された家賃債務保証業者についての独立行政法人住宅金融支援機構による保険引受け
- ・ 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付を促進するための措置

参考：住宅セーフティネット制度活用 Q & A 集 大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れハンドブック 解説版（住宅セーフティネット制度活用ハンドブック研究会・国土交通省住宅局平成 29 年 10 月）

### (3) 北海道住生活基本計画（平成 29 年 3 月策定）

計画期間	平成 28 年度から平成 37 年度
策定目的	本道における住宅施策の目標、施策の方向性、重点的な取組みを定め、具体的な住宅施策を推進することを目的に策定、住まいづくりにおけるガイドラインの役割をもつものであり、住生活基本法第 17 条 1 項に規定する都道府県計画として、道が定める計画。
住宅施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全で安心な暮らし」の創造</li> <li>・「北海道らしさ」の創造</li> <li>・「活力ある住宅関連産業」の創造</li> </ul>
住宅施策の方向性 (公営住宅 関連抜粋)	<p><b>【1 若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現】</b></p> <p>○子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進</p> <p><b>【2 地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現】</b></p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進や公営住宅における既存の高齢者福祉サービスの活用など</p> <p><b>【3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保】</b></p> <p>○公営住宅などの適切な供給を進める。</p> <p>○ユニバーサルデザインの視点にたった公営住宅などの整備を促進</p> <p><b>【7 地域を支える住宅関連産業の振興】</b></p> <p>○地域材・地域資源の域内循環を促進し、地域経済の活性化などに寄与する住宅産業の振興を図る。</p> <p><b>【8 魅力ある持続可能な住環境の維持・向上】</b></p> <p>○誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住環境づくりを推進</p>
住宅施策における重点的な取組 (公営住宅 関連抜粋)	<p><b>【1 安心して子どもを産み育てることができる住まい・環境づくり】</b></p> <p>○子育て世帯などに配慮した公営住宅などの供給促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援住宅などの整備推進</li> <li>・子育て世帯に配慮した優先入居の推進</li> <li>・公営住宅団地などにおける子育て環境の充実</li> </ul> <p>○民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅を活用した子育て世帯などへの入居支援</li> <li>・新たなセーフティネット制度</li> </ul> <p><b>【3 子どもから高齢者まで誰もが地域で住み続けられる住環境や産業の形成】</b></p> <p>○安心して住み続けられる地域づくりに向けた住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅などの再配置によるまちなか居住やコンパクトなまちづくりの推進</li> </ul>

## 2 市の上位計画・関連計画

### (1) 第6期岩見沢市総合計画（平成30年3月）

計画期間	平成30（2018）年度から2027年度
趣旨	新しいまちづくりと市政運営の基本方針として、策定します。
基本構想	<p><b>【将来の都市像】</b> 人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域で支え合う安全・安心なまち</li> <li>2 みんなが健康で元気に暮らせるまち</li> <li>3 活力と賑わいに満ちた魅力あふれるまち</li> <li>4 豊かな心と生きる力をはぐくむまち</li> <li>5 自然と調和した快適で暮らしやすいまち</li> <li>6 市民とともに創る持続可能で自立したまち</li> </ol>
市営住宅 関連施策	<p><b>【基本目標5：自然と調和した快適で暮らしやすいまち】</b></p> <p>○魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な住まいの実現</li> <li>・市営住宅については、人口動向や民間の供給状況などを踏まえながら、更新や長寿命化改修、維持管理等による適正な配置を計画的に進めることにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。</li> <li>・指標：市営住宅入居率 84.9%（H28）↑ 市営住宅の自動給油設備の設置戸数 760戸（H28）↑</li> </ul>

### (2) 岩見沢市総合戦略（平成28年1月）

計画期間	平成27年度から平成31年度
基本方針	<p>I. 南空知の中心都市として、地域経済、健康・生活・文化環境の質的向上を図ることによって、岩見沢市で働き、いつまでもくらしたいというまちづくりを行う。</p> <p>II. 岩見沢市で結婚し、子どもを産み、育てたいというまちづくりを行う。</p>
基本目標	<p>(1) 安定した雇用を創出する (2) 新しいひとの流れをつくる</p> <p>(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p>
市営住宅 関連施策	<p><b>【基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる】</b></p> <p>○施策1：充実した子育て施策を活かした安心して子育てできる環境づくりの更なる促進【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2条団地整備事業：子育て世帯優先住宅を一部整備する。</li> </ul>

### (3) 岩見沢市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）

計画期間	平成 28 年度から平成 37 年度
策定目的	都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の理解と参加のもとに、岩見沢市の中・長期的な都市づくりの指針を定めることを目的とする。
基本目標	<p><b>【将来都市像】</b> みどりとのつながりで作る安全・健康・文化都市いわみざわ</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <p>1 将来に向けて都市構造を再構築する      2 自然・緑のつながりを実感する 3 「農」との結びつきを大切にする      4 優れた景観を形成する 5 安全・安心して住み続ける              6 まちなかの魅力をたかめる 7 身近な生活環境の質をたかめる      8 都市の記憶を重ね、再生する</p> <p><b>【目指すべき方向性】</b></p> <p>(1) コンパクト+ネットワークのまちづくり—「まち歩き文化」を育む (2) 地域ブランディングの推進—「緑住文化」を育む (3) 市民協働、公民連携によるまちづくり—「ネオ・コミュニティ文化」を育む</p>
市営住宅 関連施策	<p><b>【都市づくりの具体的施策】</b> 具体的施策 5 都市機能の集積、居住の誘導 ・ 中心市街地での市営住宅の整備や子育て世帯が入居できる住宅の整備</p> <p><b>【地域まちづくり構想】</b> ③ 中央・東部・南部・西部地域 ・ 公営住宅の整備や民間住宅の誘導など、まちなかでの居住人口の確保に取り組む。</p>

### (4) 岩見沢市中心市街地活性化基本計画（平成 28 年 11 月変更）

計画期間	平成 27 年度から平成 31 年度
基本的 方向性	<p><b>【中心市街地の将来像】</b> 『多世代のふれあいを育み、岩見沢らしい魅力を高めた“活性化の発信拠点”』</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>1 「住みたいと思う暮らし環境づくり」 2 「ふれあいと交流のある賑わいづくり」</p>
市営住宅 関連施策	<p><b>【目標 1】暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進</b> 目標指標 1：中心市街地居住者人口</p> <p>・ 市営住宅整備事業： 志文地区にある市営住宅の建て替えを平成 29 年度から実施</p> <p><b>【6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項】</b></p> <p>・ 市営住宅整備事業：市営住宅 2 条団地の建物を解体した跡地に、20 戸の市営住宅を建設（実施時期）平成 27 年度～29 年度</p>

### (5) 岩見沢市まちなか活性化計画（平成 27 年 7 月変更）

計画期間	平成 26 年度から平成 35 年度
策定目的	「商業業務集積地区活性化ビジョン（平成 22 年度策定）」を発展的に継承し、中心市街地全体を対象とする基本的な計画が必要との観点に立ち策定する。
基本指標 基本的な 方針	<p>【平成 35 年度のまちなか居住者人口】5,000 人以上</p> <p>【まちなか活性化の将来像】</p> <p>『多世代のふれあいを育み、岩見沢らしい魅力を高めた“活性化の発信拠点”をめざして』</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「住みたいと思う暮らし環境づくり」</li> <li>2 「ふれあいと交流のある賑わいづくり」</li> <li>3 「地域産業の活力を生み出す環境づくり」</li> </ol>
市営住宅 関連施策	<p>【目標 1：暮らし環境の向上によるまちなか住まいの促進】</p> <p>・市営住宅整備事業</p>

### (6) 岩見沢市住宅マスタープラン（平成 21 年 3 月）

計画期間	平成 21 年度から平成 30 年度
策定目的	住宅施策を推進するための指針となる計画として、策定する。
基本理念 目標	<p>【基本理念】だれもが安心して住みたいと思える安全で快適な住まいづくり</p> <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の安全・安心・快適生活の形成</li> <li>2 良質な住宅ストックの形成</li> <li>3 岩見沢市の環境と調和する住宅市街地づくり</li> <li>4 地域の活性化を支える住宅産業の振興</li> </ol>
市営住宅 関連施策	<p>【1. 高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まいづくり】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1-② 高齢者・障がい者向け公的賃貸住宅整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の促進</li> <li>・福祉施策と連携した高齢者・障がい者向け公的賃貸住宅整備の推進</li> </ul> </li> </ol> <p>【2. 安心して子どもを産み育てられる住まいづくり】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2-① 子育て支援住宅の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の募集における子育て世帯への配慮</li> <li>・子育て支援住宅整備の推進</li> </ul> </li> </ol> <p>【4. 住宅セーフティネットとしての公営住宅の整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4-① 老朽ストックの更新と既存ストックの長期的な活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽住宅の計画的な更新</li> <li>・既存住宅の長期的な活用</li> </ul> </li> <li>4-② 入居者の適正管理</li> <li>4-③ 単費住宅の供給、維持管理</li> <li>4-④ 市営住宅等の指定管理者制度導入の検討</li> <li>4-⑤ 地域優良賃貸住宅制度導入の検討</li> </ol> <p>【5. まちなか居住の推進】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5-② 公営住宅の再配置</li> </ol> <p>【7. 環境負荷を低減する住まいづくり】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7-① 環境に配慮した公営住宅づくりの推進</li> </ol>

**(7) 岩見沢市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 12 月）**

計画期間	平成 28 年度から平成 57 年度
策定目的	今後の本市の公共施設マネジメントの礎となるべく、公共施設等の適正な保有と配置、維持管理等に関する基本的な方針をまとめたもの。
更新費用推計	<p>市営住宅等の大規模修繕・更新等にかかる費用の推計</p> <p>費用(百万円)</p> <p>約518.3億円(11.5億円/年)</p> <p>建替え 修繕 修繕積み残し</p>
目標・基本的な方針	<p><b>【総量の削減目標】</b></p> <p>公共施設の総床面積（約 62 万㎡）の 30%（約 19 万㎡）削減</p> <p><b>【基本的な方針】</b></p> <p>(1) 施設維持コストの抑制と財源確保</p> <p>(2) 安全性の確保と計画的な管理</p> <p>(3) 市民ニーズの把握と変化への対応</p> <p>(4) 公共施設マネジメントの推進</p>
管理に関する基本的な方針	<p><b>【市営住宅等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅困窮者に対する社会保障の観点の基本としつつ、民間住宅のストックにも配慮しながら、市営住宅の有用性について再検討を行い、「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」に基づいたストック活用と総量の適正化を計画的に推進する。</li> <li>「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」に基づく建替えや集約にあたっては、スケルトンインフィルやユニバーサルデザインの採用など、世帯人員の変化に対応できる施設づくりに配慮を行うとともに、PPP/PFI 等の民間資本・ノウハウの積極的検討・導入を図る。</li> <li>集約化等により余剰となった老朽施設については、除却を進め、跡地の有効活用または売却を検討する。</li> </ul>

**(8) 岩見沢市過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年 3 月）**

計画期間	平成 28 年度から平成 32 年度
趣旨	過疎地域とみなされる、旧北村、旧栗沢町の 2 地域の振興発展の指針とするため、策定する。
基本方針	<p><b>【基本的な施策の展開】</b></p> <p>(1) 市民の安全・安心な暮らし  (2) 市民の健康な暮らしと子ども・子育て支援  (3) 地域産業・経済の活性化  (4) 市民とともに築くまちづくり</p>
市営住宅 関連施策	<p><b>【生活環境の整備】</b></p> <p>(5) 公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後とも居住者の利便性と快適さを高め、誰もが安心して暮らせる住環境整備に配慮</li> <li>・ 栗沢栄団地建設事業</li> </ul> <p>○ 公共施設等総合管理計画との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」に基づいたストック活用と総量の適正化を計画的に推進</li> </ul>

**(9) 岩見沢市障がい者福祉計画（第 2 期）（平成 27 年 3 月）**

計画期間	平成 27 年度から平成 32 年度
策定目的	障がい者施策を総合的に推進するため、策定する。
基本理念 基本目標	<p><b>【基本理念】</b> だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <p>(1) 地域における生活支援体制の充実      (2) 自立と社会参加の促進  (3) バリアフリーの地域づくりの実現</p>
市営住宅 関連施策	<p><b>【基本目標 3：バリアフリーの地域づくりの実現】</b></p> <p>(2) 生活環境</p> <p>① 住まい・まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営住宅などの整備の際には、ユニバーサルデザインに取り組む。</li> </ul>